

第18号議案

東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、内山少年少女音楽振興基金、池波社会教育振興基金及び上原伝統工芸文化産業振興基金の額を改定するため提出します。

東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例

東京都台東区教育振興基金条例（昭和44年12月台東区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表東京都台東区内山少年少女音楽振興基金の項中「2,000,000円」を「1,000,000円」に改め、同表東京都台東区池波社会教育振興基金の項中「187,000,000円」を「186,000,000円」に改め、同表東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金の項中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改める。

付 則

この条例中別表東京都台東区内山少年少女音楽振興基金の項及び同表東京都台東区池波社会教育振興基金の項の改正規定は令和7年4月1日から、同表東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金の項の改正規定は公布の日から施行する。